



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

# 道徳教育について

文部科学省 初等中等教育局

# 1. 基本的な考え方

学校における道徳教育は、「道徳の時間」を要に学校の教育活動全体を通じて実施

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)(抄)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

## 2. 道徳教育の目標及び内容

- 道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。

- 道徳教育の内容として、以下の4つの視点から具体的な内容項目(別紙)を提示。

- ①自分自身
- ②他の人とのかかわり
- ③自然や崇高なものとのかかわり
- ④集団や社会とのかかわり

○「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

(別紙)

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年
1 主として自分自身に関すること	
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。
(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気よく生活する。
	(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。	(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
(3) 友達と仲よくし、助け合う。	(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。
	(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。	
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	
(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。	(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。	(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。	(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
	(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。	(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。	(5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

小学校第5学年及び第6学年	中学校
(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。	(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。	(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。	(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。	(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。	(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。	(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。	(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。	(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
	(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	
(1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。	(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
(3) 美しいものに感動する心や人間の方を超えたものに対する畏敬の念をもつ。	(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める。
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。	(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。	(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。	(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。	(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。	(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。	(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。	(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
	(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
	(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
(8) 外国の人々や文化を大切にする心を持ち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

### 3. 新学習指導要領における改善のポイント

平成20年3月に公示した小・中学校の新学習指導要領では、改正教育基本法の理念を踏まえ、道徳教育を一層充実する観点から以下の点を中心に改善。

○各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童生徒の発達の段階等に応じた指導内容の重点を明確化。

小学校 低学年：あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと

中学年：集団や社会のきまりを守り、身近な人と協力し助け合う態度を身に付けること

高学年：法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつこと

中学校：自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすること

○児童生徒が感動を覚える教材の開発・活用を規定

○校長の方針の下で道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を中心とした指導体制の充実を規定

○道徳の時間の授業公開、家庭や地域社会との共通理解・相互連携を規定

## 参考：特色ある道徳教育の事例（道徳教育総合支援事業より）

### （1）「親子で学ぶ道徳講座」（福井県）

親子で一緒に道徳の授業を受けるなど地域や親子のコミュニケーションを深め、世代を超えた道徳的価値の交流を図り児童の道徳性を地域社会全体で高める道徳の授業を実施。

- ①地域の人材や題材を活用した授業や体験活動の実施
- ②親子で同一資料により道徳的価値の交流
- ③オリジナルの資料を活用した親子道徳の授業

### （2）「いのちの教育あったかエリア事業」（秋田県）

同一中学校区の小・中学校を推進地域として県内2地域を指定。推進地域や各推進校において以下の事業を実施。

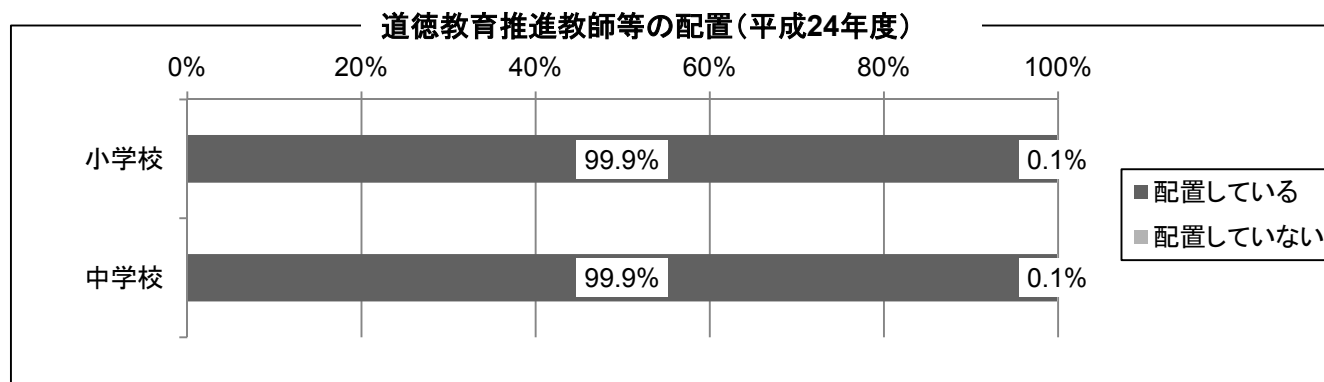
- ①いのちの教育地域人材活用  
生命尊重等を主題とした授業において、ゲストティーチャーの積極的な活用を推進する。
- ②いのちの教育体験活動  
推進地域、推進校において、いのちの教育に関する特色ある体験活動を推進する。
- ③いのちの教育アクション  
各推進校ごとに「あったかメッセージカード」を作成し、授業のねらいや学年の発達段階に応じて、家庭・地域の方々へメッセージを伝えたり、学校行事等への招待をしたりするなど、家庭や地域とのつながりを深められるような活用方法を工夫する。

## 4. 道徳教育の現状

出典：道徳教育実施状況調査…平成24年5月～6月実施。公立小中学校を対象。

### ○ 道徳教育推進教師等の配置（平成24年度）

・新学習指導要領で校内の道徳教育の指導体制の中心と位置付けられた「道徳教育推進教師」等は、小学校、中学校とも99.9%と、ほとんどの小・中学校で配置されている。



### ○ 道徳の時間の授業時数（平成23年度）

道徳の時間の授業時数（標準35単位時間）は、全国平均で、小学校35.7単位時間、中学校35.1単位時間であり、小・中学校とも標準授業時数を上回っている。

#### 道徳の時間の授業時数（平成23年度）

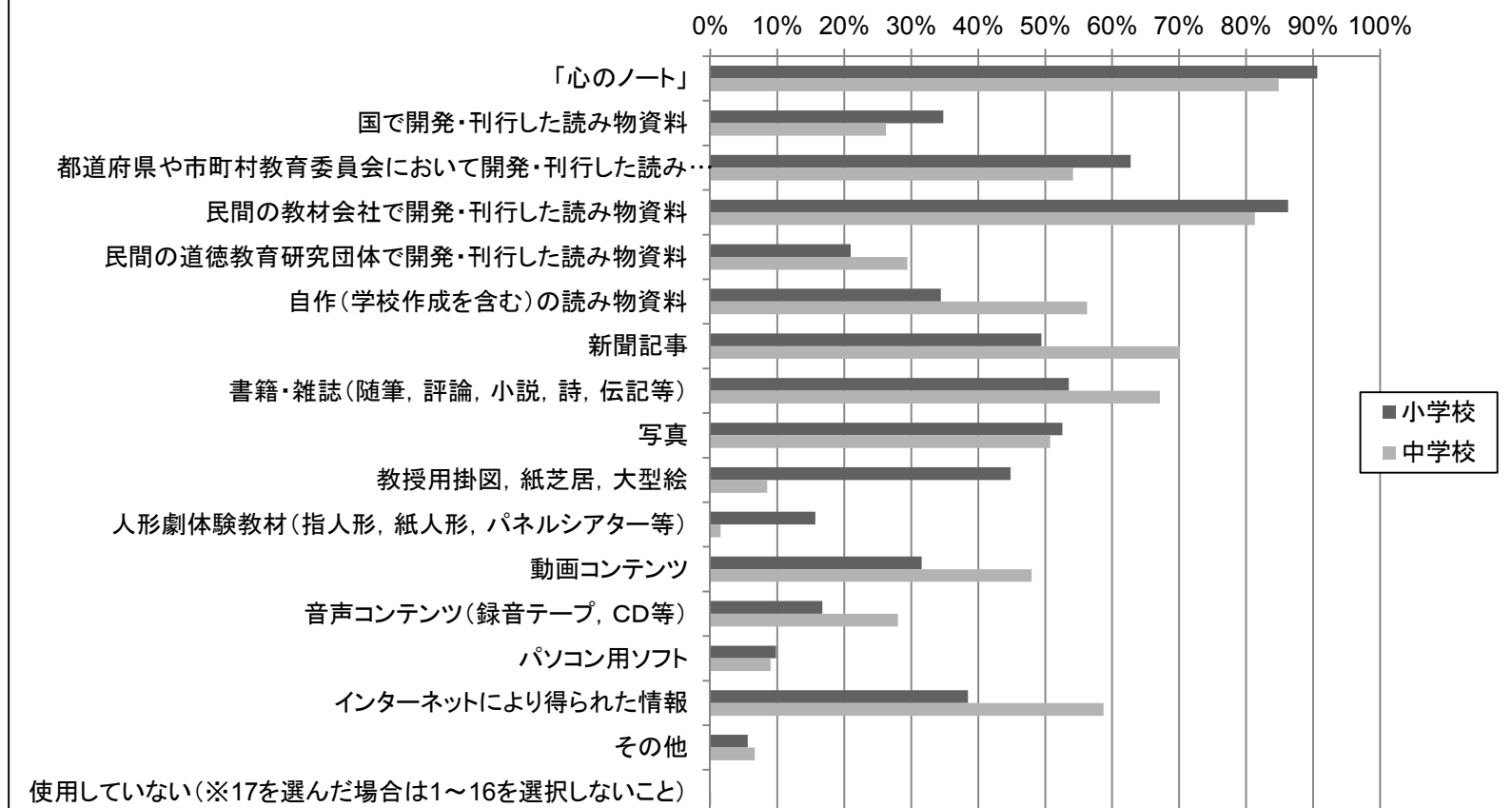
小学校	35.7	単位時間
中学校	35.1	単位時間
合計	35.5	単位時間

## ○ 道徳の時間に使用する教材(複数回答可)

・道徳の時間に使用する教材としては、「心のノート」が最も多く小学校で90.6%、中学校で84.9%となっている。次いで、民間の教材会社で開発・刊行した読み物資料が小学校で86.3%、中学校で81.3%となっている。そのほか、小学校では「都道府県や市町村教育委員会において開発・刊行した読み物資料」の使用が62.7%、中学校では「新聞記事」の使用が70.1%と多くなっている。



道徳の時間に使用した教材(平成23年度)

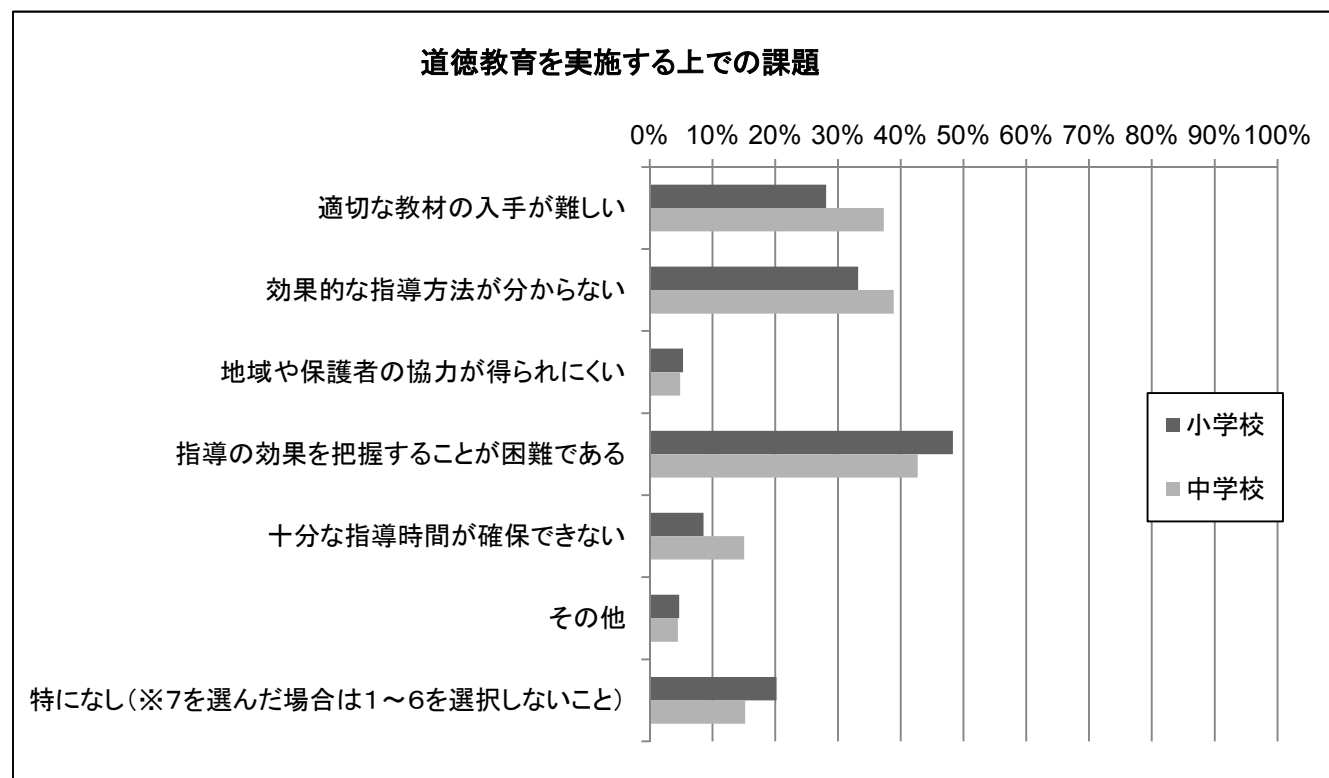




○ 道徳教育を実施する上での課題(複数回答可)

小・中学校ともに

- ・指導の効果を把握することが困難(小学校48.3%、中学校42.7%)
  - ・効果的な指導方法が分からない(小学校33.2%、中学校38.9%)
  - ・適切な教材の入手が難しい(小学校28.1%、中学校37.3%)
- との順となっている。



## 5. 文部科学省の取組

### (1)「心のノート」の全小・中学生への配布

平成24年度補正予算において、平成25年度使用分の「心のノート」の全小・中学生への配布を行うための経費を計上。

### (2) 道徳教育総合支援事業

平成25年度予算(案)において、以下の取組を実施するための経費を計上。

#### ○「心のノート」活用推進事業

平成26年度使用分の「心のノート」印刷・配布及び内容の改訂作業を行う。

#### ○自治体による多様な事業への支援等

学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、以下を実施。

①全国的な事例収集と情報提供

②特色ある道徳教育や道徳教材活用への支援

#### ○読み物資料の作成

東日本大震災からの復興に向けた支え合いなど、世界から高い評価を受けた日本人の道徳性を一層生かし伸ばすため、道徳教育の視点ごとに読み物資料を作成する。

※ 新学習指導要領に対応した題材の読み物とその活用例で構成された読み物資料集(小学校版:平成23年度、中学校版:平成24年度)を作成し、ホームページに掲載。

## 6. 「心のノート」について

### 1. 趣旨

- 「心のノート」は、児童生徒が身につける道徳の内容をわかりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものであり、学校の教育活動全体において活用され、また学校と家庭等が連携して児童生徒の道徳性の育成に取り組むよう活用されることを通して、道徳教育の一層の充実を図ろうとするもの。
- 「心のノート」は、児童生徒一人一人が、このノートを手に取り、様々な時間や場で、道徳的価値や人間としての生き方にかかわって気付いたことなどを、このノートや自らの心に記録したり、整理したりすることを通して、児童生徒が自ら道徳性をはぐくみ、人間としてよりよく生きること資する教材。

### 2. 「心のノート」の趣旨を生かした活用の在り方

- 「心のノート」は、学校での道徳の時間をはじめ、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間や家庭での話し合いの場などで、広く活用できるもの。
- 学校の教育活動や家庭における、「心のノート」の趣旨を生かした創意ある活用を通して、
  - ① 児童生徒が身につける道徳の内容を知り、興味・関心をもって授業や生活等に意欲的に取り組むことができる
  - ② 児童生徒一人一人が継続的に活用することにより、自己の道徳的成長を実感したり、それを記録したりすることができる
  - ③ 様々な体験的活動を道徳教育の視点から捉え、体験活動及びこれらを通じた道徳教育を一層充実させることができる
  - ④ 児童生徒の道徳性を育成するための、教職員全体の共通理解による指導体制づくり及び学校と家庭の連携が促進できるなどが期待される。

## 【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

### ●教育再生会議第一次報告（平成19年1月24日）

社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～（抄）

#### II. 教育再生のための当面の取組 （7つの提言と4つの緊急対応）

##### <教育内容の改革>

#### 3. すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する

##### （1）社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える

【家庭、学校、地域の責任、学習指導要領に基づく「道徳の時間」の確保と充実、高校での奉仕活動の必修化、大学の9月入学の普及促進】

##### <報告>

#### II. 教育再生のための当面の取組

##### <教育内容の改革>

#### 3. すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する

自由には規律と責任が伴うものであり、個と公のバランスが極めて重要です。

しかし、近年、子供の規範意識は低下し、国際的に見ても、我が国の子供は自尊心が乏しいと言われています。子供が命を尊び、自分の存在価値を理解し、家族、友、地域、国を愛し、豊かな人間性をそなえられるよう、その前提として、健全な自尊心や他人に共感する心、人間関係を築く力を養います。本報告では、以下の取組を早急に講じるように求めます。

##### （1）社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える

【家庭、学校、地域の責任、学習指導要領に基づく「道徳の時間」の確保と充実、高校での奉仕活動の必修化、大学の9月入学の普及促進】

子供たちに決まりを守ることの意義や大切さを指導することは、本来、家庭や地域社会の役割です。家庭や地域がしっかりと責任を果たすことがまず重要です。また、学校で、集団生活やスポーツを通じて、子供たちに社会の決まりや規範意識を学ばせるべきです。とりわけ家庭や地域の教育力が低下している現状では、この面で学校が果たすべき役割は極めて大きなものがあります。

○ 学校は、子供たちに、決まりを守ることの意義や大切さ、社会における規範、自由で公正な社会の担い手としての意識、国民の義務や様々な立場に伴う責任を教える。その際、集団活動、集団生活体験、スポーツなどを積極的に活用する。

○ 家庭、地域など周りの全ての大人が、子供の模範となるよう、決まりを守る。

○ 学校は、「道徳の時間」について十分な授業時間を確保し、体験的活動や心に響く教材を取り入れる。また、地域や企業の有識者を招いた授業を実施するなど、道徳教育を形骸化させない。

○ 家庭や地域では、叱るべきは叱り、悪いことは悪いと教えるなど、人として身に付けるべき基礎・基本をしっかりしつける。

## 【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

- 教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な「親学」を学ぶ機会を提供する。
- 高校で奉仕活動を必修化する。
- 既に約150の大学で行われている秋季入学（9月又は10月入学）を普及促進し、入学前の半年間に奉仕活動、ボランティア活動、海外支援活動等の多様な体験を通じ豊かな感性や徳目を身に付けるようにする。

### ●教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)

社会総がかりで教育再生を

～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～

#### II. 心と体一調和の取れた人間形成を目指す

提言1 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる

【徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる】

○国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる。

- ・全ての学校・教員が、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導するようにする。
- ・徳育は、点数での評価はしない。
- ・教材については、多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。その際、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したものが使用されるようにする。
- ・担当教員については、小学校では学級担任が指導することとし、中学校においても、専門の免許は設けず、学級担任が担当する。特別免許状の制度なども活用し、地域の社会人や各分野の人材が教壇に立つことを促進する。
- ・国は、脳科学や社会科学など関連諸科学と教育との関係について基礎的研究を更に進めるとともに、それらの知見も踏まえ、子供の年齢や発達段階に応じて教える徳目の内容と方法について検討、整理し、学校教育に活用することについて検討する。
- ・国語や社会科、音楽、美術、体育、総合的な学習の時間なども関連付けて、広く徳育を充実する。

### ●教育再生会議第三次報告(平成19年12月25日)

社会総がかりで教育再生を

～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

～子供たちに感動を与える教育を～

## 【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

### (1) 徳育を「教科」とし、感動を与える教科書を作る

- 徳育を「新たな枠組み」により教科化し、年間を通じて計画的に指導する
- 偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る
- 新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

#### 各 論

### 2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

～子供たちに感動を与える教育を～

### (1) 徳育を「教科」(※)とし、感動を与える教科書を作る

○徳育を「新たな枠組み」により教科化し、授業内容、教材を充実し、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導する

○偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る

- ・徳育においては、小学校から中学校までの子供の発達段階を踏まえ、それぞれの時期にふさわしい内容で、挨拶や礼儀、善悪の判断、思いやりの心、基本的な社会道徳、責任感、自尊感情、社会への貢献などの指導を行う。
- ・教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子供たちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。
- ・美しい心の伝統を語り継ぐことを重視し、言葉や文学による徳育を推進する。

(※)徳育を教科化するが、点数での評価はせず、専門の免許も設けない。小学校、中学校とも学級担任が担当する。

○新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

- ・学校のみならず、家庭、地域など社会総がかりで、徳育の充実を図る。
- ・国は、脳科学、社会科学等の科学的知見と教育の関係について基礎的研究を更に深めるとともに、その知見をもとに、発達段階に応じた徳育体系の在り方や、効果的な教育手法について整理し、学校教育に活用することを検討する。

## ●教育再生会議最終報告(平成20年1月31日)

### 1. 提言の実現に向けて

教育再生のための課題は多岐にわたりますが、私たちは教育内容の改革、教員の質の向上、教育システムの改革、社会総がかりでの国民的参画、改革の具体的実践を柱として、21世紀における我が国の教育を再生していく上で重要と考える事項に絞って提言を行ってきました。

## 【参考】教育再生会議 「道徳教育」関連部分（抜粋）

これら第一次提言から第三次提言までの提言は、全て具体的に実行されてこそ初めて意味を持ちます。提言を実行するための具体的な動きが国、地方公共団体、学校、家庭、地域社会、企業等、社会全体で始まることが大切で、これらの取組をフォローアップしていくことが求められます。その中で主な項目を挙げれば、次の通りです。

### 「教育の内容」

（心身ともに健やかな徳のある人間を育てる）

- 徳育を「教科」として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身に付けさせる。
- 家庭、地域、学校が協力して「社会総がかり」で、心身ともに健やかな徳のある人間を育てる。



## 【参考】中央教育審議会答申 道徳教育関連部分（抜粋）

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）（平成20年1月17日）

### 7. 教育内容に関する主な改善事項

#### （4）道徳教育の充実 （中略）

- このように道徳教育の内容面の充実を図るに当たっては、小・中学校の道徳の時間の教育課程上の位置付けなども重要な課題であり、この点についても専門的な観点から検討した。その中においては、
  - ・ 道徳の時間を現在の教科とは異なる特別の教科として位置付け、教科書を作成することが必要、
  - ・ 多様な教材の活用が重要であり、学校や教育委員会が購入する副読本等に補助するなどの支援策が必要、
  - ・ 授業時数が確保されず、十分な指導が行われていないことから、教科への位置付けが議論されていることを踏まえれば、教科と同様に、十分に時数が確保され、しっかりと指導されるよう内容の充実を考えるべき、
  - ・ 道徳の時間は現在の教育課程上の取扱いを前提にその充実を図ることが適当、
  - ・ 学校では、地域ごとに特色ある多様な教材が使用されており、教科書を用いることは困難、といった種々の意見が出された。また、「審議のまとめ」についての関係団体からのヒアリングや国民から寄せられた意見においても様々な見解が見られた。



## 【参考】中央教育審議会答申 道徳教育関連部分（抜粋）

- このように、道徳の時間の教育課程上の位置付けなどの課題については、様々な意見が見られるところであるが、これらに共通するのは道徳の時間の授業時数が必ずしも十分に確保されず、指導が不十分といった道徳教育の課題をいかに改善するかという問題意識であり、道徳教育を充実・強化すべきという認識では一致している。このような観点からは、実際の指導に大きな役割を果たす教材の充実が重要である。例えば、道徳の時間において、一人一人の子どもたちが、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材を教科書に準じたものとして十分に活用するような支援策を講ずることが考えられる。その際、現在、各学校においては、「心のノート」や民間の教材会社、教育委員会等が作成した多様な読み物資料等を使用して指導が行われているが、道徳教育の充実・強化の観点から、これらの多様な教材を認めつつ、その内容や活用方策の一層の充実を図ることが重要である。

### 8. 各教科・科目等の内容

#### (2) 小学校、中学校及び高等学校

##### ⑭ 道徳教育 (中略)

#### (ii) 改善の具体的事項 (中略)

- (ク) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から、道徳教育主担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。